

災害に備えて地域との情報共有に取り組みます

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など「避難要支援者」の名簿を作成することが区市町村に義務付けられました。災害に備えて地域全体で要支援者を支援していく取り組みを推進するため、地域で名簿情報の共有を進めます。

「避難行動要支援者名簿」の作成と種類

甲府市では、以下のとおり「避難行動要支援者名簿」を作成します

根拠法令	災害対策基本法第49条の10、第49条の11第2項
登載対象	在宅（長期入院や施設入所していない）で、次に掲げる要件に該当する方 ①65歳以上一人暮らし高齢者で、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている方のうち、要介護1・2または要支援1・2の方 ②介護保険の要介護認定3～5の方 ③身体障害者手帳（視覚または聴覚の個別等級）1～2級を所有する方 ④身体障害者手帳（肢体または平衡の個別等級）1～3級を所有する方 ⑤療育手帳A判定を所有する方 ⑥精神障害者福祉保健手帳1級を所有する方 ⑦その他、具体的な理由により、本人が避難行動要支援者名簿への掲載を求め、市長が認める方
保管先	各地区自治会連合会会長、各自主防災組織の長（または自治会長）、各地区民生委員会長、各民生委員、児童委員、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会会長、甲府地区消防本部及び各署、甲府警察署、南甲府警察署、指定避難所
活用方法	平常時の地域で取り組む防災訓練や支援体制づくり等に活用 災害時の安否確認・避難支援に活用

①全体名簿のうち、避難支援等関係者に名募情報を提供することに同意された方の情報「②同意者名簿」に登載し、避難支援等関係者への提供するなど災害に備えていきます。

